

○壁面の位置の制限について

※「建築物の壁若しくはこれに代わる柱」の位置を制限している地区計画があります。

建築物の**外壁**または**これに代わる柱**とは。
※地区整備計画の書き方で、制限の対象が異なります。

- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱」の面とは
道路境界または隣地境界
軒
バルコニー
出窓
ココの面
- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱（ベランダ、バルコニー等を含む）」の面とは
道路境界または隣地境界
軒
バルコニー
出窓
ココの面
- 「建築物の外壁またはこれに代わる柱（軒および出窓等を含む）」の面とは
道路境界または隣地境界
軒
バルコニー
出窓
ココの面

地区の特色に合わせ、制限をかけています。

制限のかかる範囲の例 + 建築物の対象範囲の例 + 地区に合わせた制限の例

道路境界線から1m
道路 敷地 1m

道路中心線まで6m
道路 敷地 6m

隣地境界線まで50cm
道路 敷地 50cm

区画道路計画線まで1m
区画道路 敷地 1m

壁・柱
外壁

出窓

ベランダ・バルコニー
ベランダ
バルコニー

軒・庇
軒
庇

壁・柱
高さによって異なる範囲を設定している地区計画もあります

道路 敷地
道路が交差する角敷地に制限（敷地面積に参入可能）

物置（5㎡以下、軒の高さ2.3m以下）
自動車車庫（軒の高さ2.3m以下、周囲を囲わない）を制限から除外している地区計画もあります

その他
庇の設置高さにより制限から除外している地区計画もあります

：制限のかかる範囲

注意：共通事項

- 区画道路等の地区施設から壁面後退制限を定めている場合は、街並みの空間を確保するため、壁面後退線を越えることができない指導をしています。
- 一部の地区計画においては、軒、バルコニー、出窓、シャッターボックス、連結送水管、面格子、オーニング、雨戸の戸袋等の面を有するものについて、制限を定めている場合がありますのでご確認ください。